

昭和47年11月28日

学費問題をめぐる 学内状況の概要

明 治 大 学

大学は、10月1日付の「明治大学学園だより」（第13号）において、本学の財政事情を学生諸君に発表し、実情を率直に訴え、つづく11月1日付の「明治大学学園だより」（第14号）では、危機的財政状態の解決の方策ともいえる国庫助成の運動の展望をも明らかにしました。そして、この見解を素材として、教職員はもとより、学生諸君にも広くその討論と検討を呼びかけてまいりました。

しかし、一刻の猶予も許せない事態にたち至っている本学財政のたて直しのために、やむを得ず当面の措置として、昭和48年度以降の新入生からの学費改訂をせざるを得ないという考えから、その見解をまとめ、印刷物（「昭和48年度以降入学生の学費改訂(案)について」）にして、去る11月18日に、全学生諸君に郵送しました。

もとより、大学は学費という問題の重要性にかんがみ、その改訂にあたっては、教職員、学生諸君の意向を十分尊重するという立場から、でき得る限りの説明と話し合いの機会をつくり、その経過をふまえて決定する考えでありました。

しかるに、一部学生諸君のなかには、はじめから自己の政治的主張を貫徹するため、この「学費問題」をテコとして、＜実力阻止＞、＜実力粉砕＞を叫び、大学を暴力的に破壊し、加えて教職員に暴行をはたらくという許しがたい暴挙を行なうなどの事件が連続して発生しました。

このような暴挙は、学生の自治活動の域を大きく逸脱しているばかりでなく、大学の自治を内部から破壊し、教育・研究の府で絶対に保障されなければならない自由で民主的な討論の場を、みずから閉ざす行為であることは、大学がかねてから指摘し、また学生諸君もよく理解されていることであります。

全学教職員集会、全学学生説明集会における学生集団の妨害と混乱（後述）から、ひきつづく学内の混乱を未然に防ぐため、大学は現在「休校」措置をとっております。このような異常状態のなかで、学費改訂という重大決定をせざるを得ないことは、大学の望むところではありませんが、大学の直面している深刻な事態を理解していただくため、9月以降の学内状況の概略を説明し、協力を訴えたいと思います。

9 月

◎理事会は9月下旬からあいついで各学部教授会に対し、本学の危機的な財政事情の実態を説明し、意見を聞くために懇談会を実施しましたが、一部分の学生の妨害が明らかに予測されたので、法学部、政経学部との懇談会は中止のやむなきにいたりました。